

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という。）について

【一般廃棄物処理業者の現状】

（１）一般廃棄物（し尿・浄化槽）処理業者の現状

一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）は下水道整備事業の進捗により著しく減少し、一般廃棄物処理業者の経営を急速に圧迫しつつある。

（２）し尿業者の業界再編

昭和 44 年 3 月に業界再編を目的とし、28 業者を対象に 16 業者が参加し、㈱新潟市環境事業公社を設立した際、廃業した者に廃業補償を支払った経緯がある。

（３）現在の状況

平成 17 年の合併により、し尿・浄化槽汚泥業者が増加し、現在はし尿の収集運搬については、30 業者に委託し、委託料を支払っている。

浄化槽汚泥清掃については、31 業者が市の許可を受けて行っている。

（４）今後のし尿・浄化槽処理業務の課題

下水道普及率は平成 19 年度末で 71.9%と普及を続け、一般廃棄物処理業者の経営は圧迫され続けている中で、事業の縮小・廃止等を余儀なくされている事態が生じている。

（５）し尿・浄化槽処理業者への対応

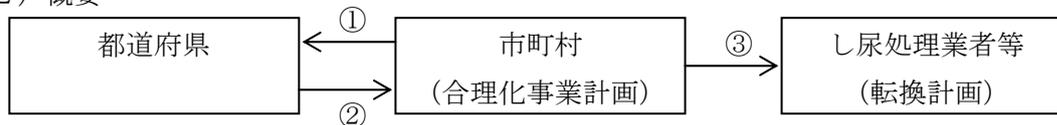
これらの業者が事業の転換、廃止等を行う場合、不要となる運搬車の設備、器材を他に転用するのは極めて困難であり、事業そのものの転換、廃止等も容易でない状況にある。しかも、し尿・浄化槽汚泥の処理業は、下水道の終末処理施設によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その規模を縮小しつつも継続して行わなければならない。

【合特法の概要】

（１）目的

「下水道の整備」等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生じることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。

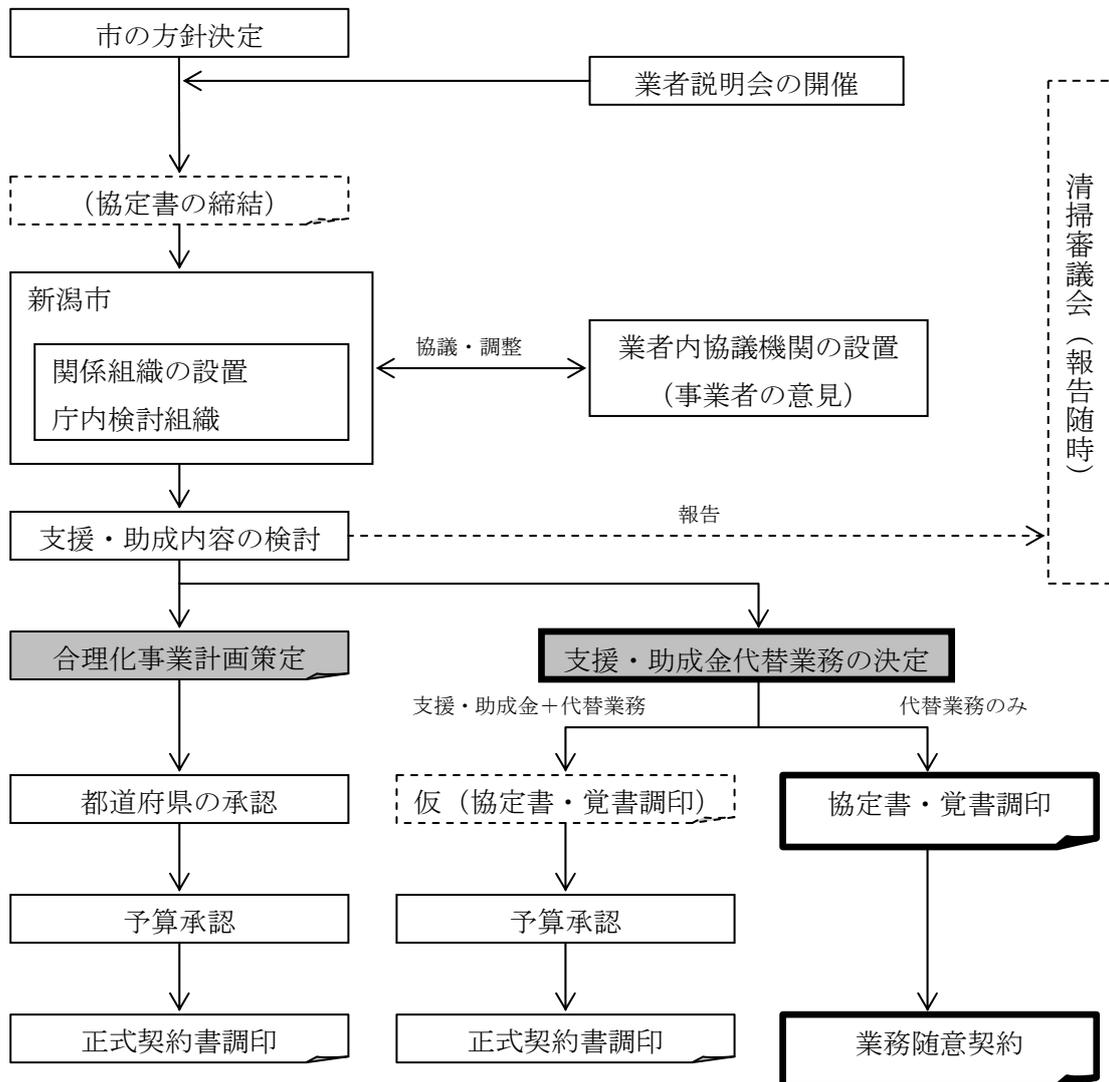
（２）概要



①	市町村は、下水道の整備等の見直し、し尿の要処理量の見直し等を参考に、し尿処理業者等の事業転換に関する計画を含めた 5 年程度の合理化事業計画を策定し、都道府県知事に申請
②	都道府県知事は、市町村の合理化事業計画が適切であると認めるときに承認
③	市町村は、合理化事業計画に従い、合理化事業を実施

(3) 作業手順

実施までの手順



(4) これまでの経過

- 業者説明会の開催 → 平成 21 年 4 月 21 日開催
- 協定書の締結 → 平成 21 年 4 月下旬締結
- 関係組織の設置
 - ・ 新潟市下水道の整備等に伴うし尿・浄化槽汚泥処理問題検討委員会（庁内検討組織）の開催 → 平成 21 年 6 月 17 日開催
→ 平成 21 年 11 月 10 日開催
 - ・ 新潟市し尿・浄化槽協議会（市と業者の協議会）の開催 → 平成 21 年 6 月 18 日開催
- 地区連絡会（業者内協議機関）の設置要請 → 平成 21 年 6 月 5 日～9 日開催

(5) 今後の予定

新潟市下水道の整備等に伴うし尿・浄化槽汚泥処理問題検討委員会で、具体的な支援・助成内容の検討を行い、市として、業者内協議機関と協議しつつ、必要に応じ清掃審議会等にも報告しながら進めていくこととなります。